

共同生活援助 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人そてつの会(以下「そてつの会」という。)が運営する指定共同生活援助の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うことを目的とする。

(指定共同生活援助の取扱方針)

第2条 そてつの会は、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活援助の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮するものとする。

2 そてつの会は、指定共同生活援助の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。

3 そてつの会は、その提供する指定共同生活援助の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

4 前3項のほか、「障害者自立支援法」(平成17年法律第123号)及び「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年厚生労働省令第58号)に定める内容その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定共同生活援助における家事等)

第3条 そてつの会は、指定共同生活援助の提供にあたって、利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と従業員が共同で行うよう努めるものとする。

2 そてつの会は、指定共同生活援助の提供にあたって、その利用者に対して、利用者の負担により、当該事業所の従業員以外の者による家事等の支援を受けさせないものとする。

(提供拒否の禁止)

第4条 そてつの会は、正当な理由なく指定共同生活援助の提供を拒んではならない。

(心身の状況等の把握)

第5条 そてつの会は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携)

第6条 そてつの会は、指定共同生活援助を提供するに当たっては、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

2 そてつの会は、指定共同生活援助の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(地域との連携等)

第7条 そてつの会は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(入退居)

第8条 指定共同生活援助は、共同生活住居への入居を必要とする利用者(入院治療を要する者を除く。)に提供するものとする。

2 そてつの会は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めるものとする。

3 そてつの会は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行うものとする。

4 そてつの会は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与)

第9条 そてつの会は、指定共同生活援助の提供にあたっては、利用者について指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労継続支援(A型)事業所又は指定就労継続支援(B型)事業所等との連絡及び調整並びに余暇活動の支援を行うものとする。

2 そてつの会は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続き等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行うものとする。

3 そてつの会は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置)

第10条 そてつの会は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施
- (5) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

(主たる事業所の名称及び所在地)

第11条 本事業所の主たる事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 社会福祉法人そてつの会
- (2) 所在地 沖縄県那覇市古波蔵4-7-14

(共同生活住居の名称、所在地、入居定員及び主たる対象者)

第 12 条 本事業所の共同生活住居の名称、所在地、入居定員及び主たる対象者は次のとおりとする

| 名 称 | 所 在 地 | 入 居 定 員 | 主たる対象者 |
|-------------------------|----------------------------------|---------|--------|
| そてつの家 | 那覇市壺川3丁目2番4号 壺川市営住宅3棟503号 | 3人 | 知的障害者 |
| そてつの家 2 | 那覇市壺川3丁目2番6号 壺川市営住宅1棟1507号 | 2人 | 知的障害者 |
| グループホーム うえばる そてつの家 1 | 沖縄県那覇市宇栄原4丁目18 番地宇栄原市営住宅3棟401 | 3人 | 知的障害者 |
| グループホーム うえばる そてつの家 2 | 沖縄県那覇市宇栄原4丁目18 番地宇栄原市営住宅3棟801 | 3人 | 知的障害者 |

(定員の遵守)

第 13 条 そてつの会は、入居定員及び居室の定員を超えて入居させないものとする。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第 14 条 本事業所の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名(常勤、ドリームワークそてつとの管理者と兼務)

管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行う。また、従業者に法令を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) サービス管理責任者 1名(常勤・兼務)

サービス管理責任者は、次の業務を行う。

ア 次条に規定する共同生活援助計画の作成等に関すること。

イ 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、当該事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

ウ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。

エ 指定共同生活援助の提供にあたって、利用者について、指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定就労継続支援(A型)事業所又は指定就労継続支援(B型)事業所等との連携及び調整並びに余暇活動について、利用者が自立した社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うこと

オ 他の従業者に対する技術指導又は助言を行うこと。

(3) 世話人 4名(常勤・専従 2名 非常勤・専従 2名)

世話人は、計画に基づき、利用者に対し、食事その他の家事、生活等に関する相談及び助言その他の日常生活上の援助を行う。

(共同生活援助計画の作成等)

第 15 条 管理者は、サービス管理責任者に共同生活援助計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 共同生活援助計画の作成に当たっては、適正な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の把握をするものとする。
- 3 前項に規定する適切な支援内容の把握(以下「アセスメント」という。)に当たっては、利用者面接して行うものとする。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得るものとする。
- 4 サービス管理責任者は、アセスメントの結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための取り組み課題、指定共同生活援助の目標及びその達成時期、指定共同生活援助を提供する上での留意事項等を記載した共同生活援助計画の原案を作成するものとする。この場合には、当該事業所が提供する指定共同生活援助以外の福祉サービス等の利用も含めて共同生活援助計画に位置付けるよう努めるものとする。
- 5 サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成に係る会議(利用者に対する指定共同生活援助の提供に当たるサービスの担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、第4項に規定する共同生活援助計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得るものとする。
- 7 サービス管理責任者は、共同生活援助計画を作成した際には、当該共同生活援助計画を利用者に交付するものとする。
- 8 サービス管理責任者は、共同生活援助計画の作成後、少なくとも六月に一回以上定期的に、共同生活援助計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。)を行い、必要に応じて共同生活援助計画の変更を行うものとする。
- 9 前項に規定する実施状況の把握(以下「モニタリング」という。)に当たっては、利用者と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行うものとする。
 - (1) 定期的に利用者面接すること。
 - (2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。
- 10 第1項から第7項までの規定は、第8項に規定する共同生活援助計画の変更について準用する。

(指定共同生活援助の内容)

第 16 条 本事業所で行う指定共同生活援助の内容は次のとおりとする

- (1) 共同生活援助計画の作成等
- (2) 利用者に対する、食事その他の家事、生活等に関する相談及び助言並びに就労先その他関係機関との連絡その他の日常生活上の必要な援助

(利用者から受領する費用の額)

第 17 条 そてつの会は、指定共同生活援助を提供した際は、利用者から当該指定共同生活援助に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 そてつの会は、法定代理受領を行わない指定共同生活援助を提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、利用者から障害者自立支援法第 29 条第 3 項に規定する訓練等給付費の額の支払いを受けるものとする。

3 そてつの会は、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、次の費用の支払いを利用者から受けるものとする。

| | |
|-------------------------|---|
| そてつの家 1 | 1 家 賃 1月当たり 7,000円 2 光熱水費・食材料費・日用品費その他の日常生活費 1月当たり 25,000円 |
| そてつの家 2 | 1 家 賃 1月当たり 10,000円 2 光熱水費・食材料費・日用品費その他の日常生活費 1月当たり 25,000円 |
| グループホーム うえばる そてつの家 1 | 1 家 賃 1月当たり 12,000円 2 光熱水費・食材料費・日用品費その他の日常生活費 1月当たり 25,000円 |
| グループホーム うえばる そてつの家 2 | 1 家 賃 1月当たり 12,000円 2 光熱水費・食材料費・日用品費その他の日常生活費 1月当たり 25,000円 |

4 そてつの会は、前3項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付するものとする。

5 そてつの会は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

6 第3項に規定する額を徴収した時は、当該費用に係わる現金預かり証を利用者に対して交付するものとする。

また、同項の規定による清算時には、現に要した費用に係わる証拠書類に基づき、利用者に対して負担を求めることとなった金額及びその内訳書を記載した書類並びに領収証を当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第 18 条 利用者は、入居に当たって次のことに留意するものとする。

- (1) 居住以外の目的に利用してはならないこと。
- (2) 家族その他を同居させないこと。
- (3) 第三者に転貸借しないこと。
- (4) 許可無く現状を変えないこと。

(5) 共同利用者、隣人、居住者等に危険、迷惑を及ぼす行為をしないこと。

(緊急時等における対応方法)

第 19 条 現に共同生活援助の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告するものとする。

2 協力医療機関又は主治医への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

(非常災害対策)

第 20 条 そてつの会は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するものとする。

2 そてつの会は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第 21 条 そてつの会は、その提供した指定共同生活援助に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 そてつの会は、その提供した指定共同生活援助に関し、障害者自立支援法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業者は、提供した共同生活援助に関し、法 11 条第2項の規定により、都道府県が行う報告、共同生活援助の記録、帳簿書類その他の物件の提出・提示の命令又は当該従業者からの苦情に関して都道府県が行う調査に協力するとともに、都道府県から指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 そてつの会は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(事故発生時の対応)

第 22 条 事業者は、事故が発生した場合は、県、市町村、及び利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じ、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するものとする。

また、万一の事故に備え、下記の損害保険に加入するものとし、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を適切かつ速やかに行うものとする。

(1) 損害保険会社名 エース損害保険株式会社

(2) 損害保険の種類 知的障害施設総合賠償保険

(3) 損害保険の内容 総合保障タイプ

① 死亡保険金 1,000 万円

②後遺症保健 障害の程度により保険金額の 100%から4%

(勤務体制の確保)

第 23 条 そてつの会は、利用者に対し適切な指定共同生活援助を提供できるよう、事業所ごとに、従業員の勤務体制を定めるものとする。

- 2 前項の従業員の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮するものとする。
- 3 そてつの会は、当該事業所の従業員によってサービスを提供するものとする。
- 4 そてつの会は、従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保するものとする。

(秘密の保持)

第 24 条 従業員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 そてつの会は、従業員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じるものとする。
- 3 そてつの会は、他の事業者に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておくものとする。

(記録の整備)

第 25 条 そてつの会は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

- 2 そてつの会は、利用者に対する指定共同生活援助の提供に関する諸記録を整備し、完結の日から5年間保存するものとする。

(その他)

第 26 条 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人そてつの会と本事業所の管理者との協議に基づいて定める。

附 則

この規程は、平成23年 5月 1日から施行する。